



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目 次

毎月1日は「消毒・点検の日」です。	1
韓国で口蹄疫が再発 ～飼養衛生管理の徹底をお願いします～	3
死亡牛の速やかな搬入にご協力ください	4
定期報告の重要性について	5
新採用職員紹介	6
新体制紹介	6

毎月1日は「消毒・点検の日」です。



家畜伝染病の侵入防止対策は万全ですか？

平成26年4月、本県において豚流行性下痢（PED）が発生しました。

本病は、平成25年10月に沖縄で7年ぶりに発生、それ以降、九州地域を中心に猛威を奮っていましたが、本県で発生した同病もそれと同じタイプであることが確認されています。感染経路はわかっていませんが、何らかの形で、発生地からウイルスが県内の農場へ入ったことはまちがいないと考えられます。

また、海外においても、韓国では口蹄疫、鳥インフルエンザ、欧州・ロシアではアフリカ豚コレラの発生がいまも継続しており、これらの病原体は、いつ、国内あるいは県内に侵入してもおかしくない状況にあります。

家畜の伝染性疾病の発生防止には、消毒の徹底が重要な対策であり、また、消毒の実施に当たっては、生産者個々だけではなく、地域ぐるみで実施することで、より高い効果が期待されます。

このことを踏まえ、県は、家畜の伝染性疾病の侵入を防止するため、毎月1日を「消毒・点検の日」と設定し、家畜の飼養農場及び畜産関係施設の衛生意識の徹底を図ることとしました。

つきましては、毎月1日には、近隣農場及び関係者と声を掛け合い、別紙を参考に今一度、消毒方法等を確認・点検のうえ、農場出入り口等の消毒を徹底いただき、家畜の伝染性疾病の発生防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

毎月1日は、「消毒・点検の日」

～病気の侵入を防ぐためには、
地域全体の取組が効果的です！～

定期的に、一斉に消毒を行い、また、日頃行っている消毒方法や実施状況を確認することにより、家畜の伝染性疾病の侵入を防止しましょう。

消毒を徹底しましょう！

- 農場（施設）入口、通路、畜舎入口を消石灰で真っ白に！
- 踏込消毒槽の消毒液を交換しましょう！
- 畜舎周囲の環境整備（草刈、整理整頓）を！



いつもの消毒の方法は適切ですか？

- 農場（施設）に出入りする車両の消毒は十分ですか？
タイヤ、タイヤハウス、荷台、フロアマット、運転手の
手指・靴
- 消毒の時期、回数十分ですか？
- 消毒前の洗浄は十分ですか？
効果的な消毒には、排泄物など有機物の徹底除去が重要です。
- 使用する消毒液の濃度は適切ですか？



- 長靴の裏に、排泄物などが残っていませんか？
- 踏込消毒槽が、ただの水槽になっていませんか？
- いつ、誰が行ったか確認できるよう、記録がありますか？
- 自分では「やったつもり」でも…
お互いに、作業内容を確認するなどして、「やったつもり」
をなくしましょう！



〈中小家畜担当〉

韓国で口蹄疫が再発

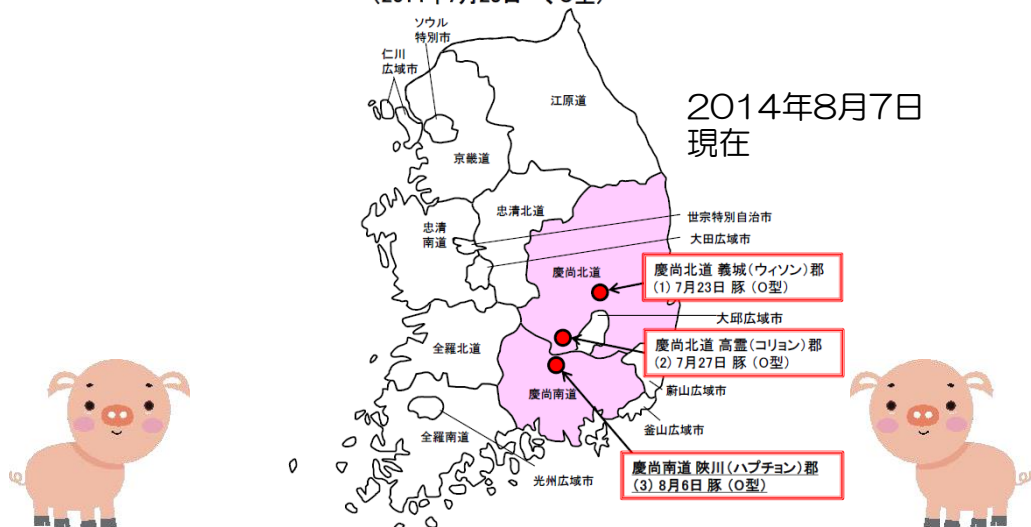
～飼養衛生管理の徹底をお願いします～

●韓国で、今年7月に口蹄疫（O型）が豚で、再び発生しました。

韓国では、平成23年4月の発生以来、3年3ヶ月ぶりの確認であり、今年5月に国際獣疫事務局（OIE）により口蹄疫のワクチン接種清浄国として認定されたなかで確認されたものです。韓国政府によると、これまで3戸の豚飼養農場で発生が確認され、臨床症状等が見られた豚780頭以上の殺処分と地域の追加ワクチン接種等の措置が実施されています。原因は口蹄疫ワクチンを接種していない、または、不十分な接種と推察され、台湾の事例（※）と同様に、畜産農場の防疫意識が低下した場合、いつでも口蹄疫が再発する可能性が強調されています。※台湾では「口蹄疫ワクチン接種清浄国」となった6年後にワクチン接種不十分な農場で再発。

韓国における口蹄疫の発生状況

(2014年7月23日～、O型)



(出典：農林水産省
プレスリリース)

● : 発生地

○ : 済州道

※ 日付は申告日
※ 出典：韓国農林畜産食品部

東アジア地域では、今年、中国、北朝鮮、モンゴル、ロシア等で口蹄疫が続発し、香港や台湾では地域的流行や小規模な発生が近年続いています。過去の発生事例を踏まえると、日本に地理的に近く人の往来や物流の盛んである韓国において発生が確認されたことから、日本への口蹄疫ウイルスの侵入リスクは一段と高い状況となったことが考えられます。

●家畜飼養者および畜産関係者の皆様へのお願い。

今後とも、侵入防止と早期発見・通報のため、次の「飼養衛生管理基準」の徹底をお願いいたします。

- 1 農場に出入りする人および車両の消毒を徹底してください。
- 2 口蹄疫が発生している国への渡航を自粛し、さらに、発生国から帰国・訪問した人や、持ち込んだ物を農場に近づけないでください。
- 3 口蹄疫を疑う症状を呈している家畜を発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。

〈大家畜担当〉

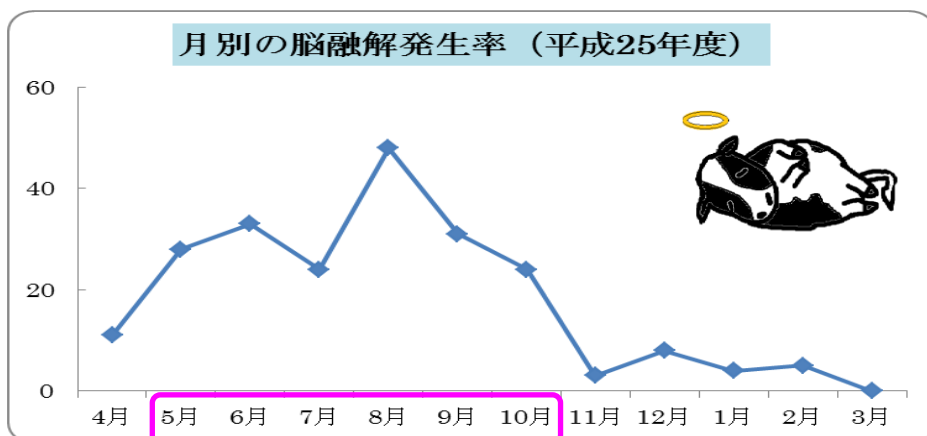
死亡牛の速やかな搬入にご協力ください

当所管内でも死亡牛の家畜保冷库等への搬入が遅れたため、脳の融解によるBSE検査材料の採取が困難となったり、腐敗のため、悪臭の原因となったり、死体の保持が困難となり、家畜保冷库や化製場への搬入に支障をきたす事例が見られます。

特に気温が高くなる夏季は、死亡牛の腐敗が進みやすくなります！
死亡牛は、速やかに、地域の家畜保冷库や保冷保管施設に搬入しましょう！

●牛海綿状脳症（BSE）検査に支障をきたします

満24か月齢以上の死亡牛は、BSE検査が義務付けられています。死亡牛の腐敗が進むと、BSEの検査材料となる脳が融解し、検査材料を正確に採取することが困難になります。



脳融解の発生率は5～10月に高まります。

●悪臭の原因となります

保冷保管施設での保管時、化製場での化製処理時の悪臭の原因となり、地域住民へ迷惑がかかります。

・すべての牛は、個体識別制度（トレーサビリティ）における死亡届を家畜改良センターに、24か月齢以上の場合は、死亡牛届出書を家畜保健衛生所に忘れずに提出してください。

〈大家畜担当〉



定期報告の重要性について

平成22年4月に宮崎県で発生した口蹄疫や、同年11月から翌年3月にかけて9県において24例が確認された高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、平成23年4月、家畜伝染病予防法が改正され、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬、鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう）の所有者は、同法12条の4の規定に基づき、飼養家畜の衛生管理状況等を、毎年、県（家畜保健衛生所）に報告すること（定期報告）が義務付けられました。

万が一家畜伝染病が発生した際に、迅速・的確な防疫措置を講じるためには、定期報告の情報が重要です。過去の家畜伝染病発生の記憶を風化させず、自らの農場の使用衛生管理状況を再確認するためにも、毎年1度の定期報告の作成・提出をお願いします。

なお、定期報告は、牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬では4月15日、家きん（鶏、うずら、あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう）では6月15日が提出期限ですが、平成26年度の提出率は、牛で74.1%、馬で90.3%、豚で86.8%、鶏（100羽以上飼養）で100%でした。

現在、家畜伝染病発生時の手当金交付の際には必ず本報告書の提出が求められ、不備により、手当金の減額等の措置が行われたケースがあります。また、本報告を怠った場合には、過料を科される場合もありますので、まだ、未提出の方は、速やかに提出して下さい。



〈中小家畜担当〉



～編集担当者からのお知らせ～

「県北家畜衛生通信」の送付について、Eメールでの配信をご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

なお、Eメールで配信する場合は、郵送での送付は中止させていただきます。

併せて、ご意見・ご要望もお待ちしております。お気軽にご連絡下さい。

岩手県県北家畜保健衛生所（齋藤、大竹）TEL 0195-49-3006

岩手県県北家畜衛生協議会

TEL 0195-49-3040

新採用職員紹介



岩手県県北家畜保健衛生所
大家畜担当

おおたけ りょうすけ
大竹 良祐

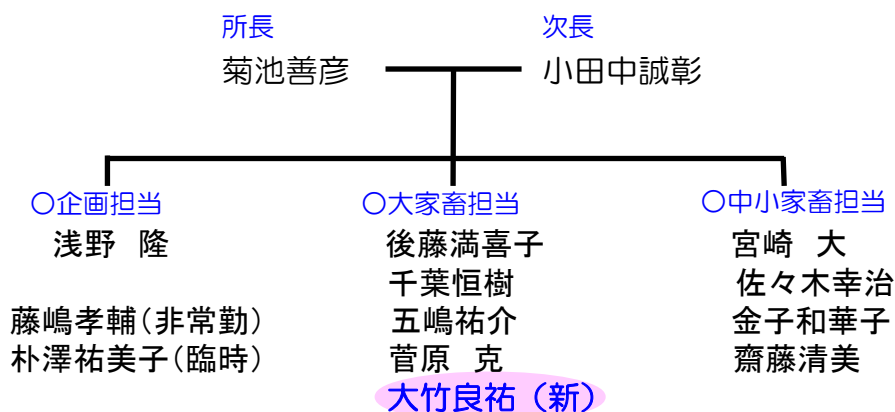


今年7月1日より岩手県職員に採用され、県北家畜保健衛生所で大家畜を担当することになりました、大竹良祐（おおたけ りょうすけ）と申します。

出身は愛知県で、北里大学にて獣医学を学びました。大学では解剖学研究室にて、主に鶏（手羽先）の研究をしていました。また躰道（たいどう）部に所属し、熱い青春時代を過ごしました。大学卒業後は三重県の動物病院に就職し、小動物臨床に従事していました。趣味はドライブで、学生時は青森県内をひたすら車で走っていました。現在はバイク購入を検討中であり、ゆくゆくはバイクで北海道1周できたらと考えています。

これから皆様と一緒に仕事をさせて頂く上でご迷惑をお掛けする事が多々あるとは思いますが、早く仕事を覚えるよう精進して参りますので、ご指導ご鞭撻の程、宜しくお願い致します。

新体制紹介



《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040